

愛媛県農地整備課所管工事における遠隔臨場活用実施工事
「受注者希望型」特記仕様書

（適用）

第1条 本工事は、受注者がウェアラブルカメラ等を活用する「遠隔臨場活用実施工事」（以下、「遠隔臨場工事」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県農地整備課 I C T 活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

（遠隔臨場工事の実施手続き）

第2条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合は、施工に先立ち「愛媛県 I C T 活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）

第3条 遠隔臨場工事に伴う経費については、「愛媛県農地整備課 I C T 活用工事実施要領」に基づく積算により契約変更を行うものとする。

（工事成績評定）

第4条 遠隔臨場工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

（その他）

第5条 遠隔臨場工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。